

事 故 処 理 基 準

平成16年 4月 1日 制定

平成18年 4月 1日 改訂

平成18年10月 1日 改訂

平成21年 4月 1日 改訂

旭タンカー株式会社

目 次

第1章 総 則

第2章 事故等発生時の通報

第3章 事故の処理等

第4章 雑 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の使用する船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の極小化を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(5)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(6)の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- (1) 乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という。）
- (2) 衝突、座洲・座礁、火災・爆発、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 漏油等による海洋汚染
- (4) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (5) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (6) 前記(1)～(4)の事象に至るおそれの大きかった事態（事故等の損害を伴わない危険事象）

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

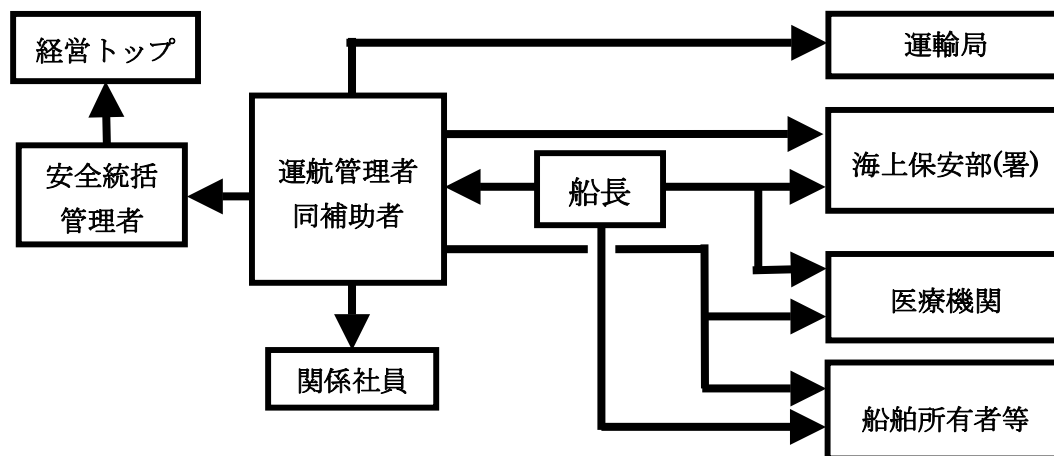
第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を船舶所有者等、運航管理者並びに海上保安部(署)に報告し、または報告するよう船員に指示する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 第三者の助言、または援助を必要とする場合の船長の関係海上保安部(署)等への連絡は、初動時は「118番」による。以降、油濁防止緊急措置手引書付録Ⅰ「海上保安庁連絡先リスト」により最寄りの関係海上保安部(署)等に行うものとする。
- 3 運航管理者は、事故が発生したときは速やかに、事故の状況について判明したものから逐次、運輸局等に報告するものとし、インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。なお、非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙)を船舶及び事務所に備え置くものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、

運航管理者の判断で、運輸局及び関係海上保安部(署)等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。



(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名
- ② 日時
- ③ 場所
- ④ 事故等の種類
- ⑤ 死傷者の有無
- ⑥ 救助の要否
- ⑦ 当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

(2-1) 衝突の場合

- ① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況）
- ② 船体、機器の損傷状況
- ③ 浸水の有無（あるときは（2-4）項）
- ④ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）
- ⑤ 自力航行の可否
- ⑥ 船舶衝突の場合
 - ・相手船の船種、船名、総トン数、船主、船長名（できれば住所、連絡先）
 - ・相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）

(2-2) 乗揚げの場合

- ① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路・速力、海底との接触個所、船体傾斜、喫水の変化、陸岸との関係等）

- ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況
- ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮、波浪の影響
- ④ 船体・機器の損傷状況
- ⑤ 浸水の有無（あるときは（2－4）項）
- ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否
- ⑦ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）

（2－3）火災の場合

- ① 出火場所及び火災の状況
- ② 出火原因
- ③ 船体、機器の損傷状況
- ④ 消火作業の状況
- ⑤ 消火の見通し

（2－4）浸水の場合

- ① 浸水個所及び浸水の原因
- ② 浸水量及びその増減の程度
- ③ 船体、機器の損傷状況
- ④ 浸水防止作業の状況
- ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響
- ⑥ 浸水防止の見通し
- ⑦ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）

（2－5）強取、殺人傷害、暴行等の不法行為の場合

- ① 事件の種類
- ② 事件発生の端緒及び経緯
- ③ 被害者の氏名、被害状況等
- ④ 被疑者の人数、氏名等
- ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等
- ⑥ 措置状況

（2－6）⑥ 人身事故（行方不明を除く。）の場合

- ① 事故の発生状況
- ② 死傷者数又は疾病者数
- ③ 発生原因
- ④ 負傷又は疾病の程度
- ⑤ 応急手当の状況
- ⑥ 緊急下船の必要の有無

（2－7）乗組員等の行方不明の場合

- ① 行方不明が判明した日時及び場所

② 行方不明の日時、場所及び理由（推定）

③ 行方不明者の氏名等

④ 行方不明者の遺留品等

(2-8) その他の事故の場合

① 事故の状況

② 事故の原因

③ 措置状況

(2-9) その他の事故の場合

① 事故の状況

② 事故の原因

③ 措置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、人命の安全、船体、貨物の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

① 損傷状況の把握及び事故極小化の可否の検討

② 人身事故に対する早急な救護

③ 連絡方法の確立（船内及び船外）

④ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

① 被害者に対する早急な救護

② 不法行為者の隔離又は監視

③ 連絡方法の確立（船内及び船外）

④ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船舶からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安部（署）等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないとき、運航管理者は船舶所有者等と連携してとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析

- (2) 関係海上保安部（署）への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船舶に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の乗組員の救護のための措置
（船舶所有者等のとるべき措置）

第8条 船舶所有者等は、事故の発生を知ったときは、海上保安部（署）への連絡、保険会社への通報、前条2項による連携等必要な措置を講じなければならない。その際、初動時における海上保安部（署）と船長が行う連絡を妨げないよう留意すること。

（事故処理組織）

第9条 事故処理にあたっては、船舶所有者等、および船舶管理会社と連携をとるが、当社としての組織、編成及び職務は添付「事故処理組織表」のとおりとする。

（医療救護の連絡等）

第10条 船長は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、「船員保険無線医療センター」と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。また、運航管理者はこれを支援する。

船員保険無線医療センター TEL：045-331-1251

FAX：045-355-1670

（現場の保存）

第11条 船長、運航管理者及び船舶所有者等は、事故の処理後関係海上保安部（署）等と連絡をとりつつ、事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

（事故調査委員会）

第12条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとし、必要に応じ船舶所有者等及び船舶管理会社と連携をとることとする。

	職名
委員長	経営トップ
副委員長	安全統括管理者、運航管理者
委員	安全管理者 関係運航管理補助者

第4章 雑 則

（連絡等経由）

第13条 運航管理者と船舶との間の連絡等は、必要に応じ、船舶所有者等及び船舶代理店業者等を経由することができる。

（運航管理者の指揮）

第 14 条 運航管理者が行うべき事項は、運航管理者の指揮監督のもと運航管理補助者が行うことができる。また、運航管理者への連絡は、運航管理者の指定する運航管理補助者への連絡でも差し支えない。

以 上